

昭和五十二年十一月十五日提出  
質問 第一四号

鳥取県米子市宗像字下サイ手地先一級河川日野川水系法勝寺川廃川敷の処理問題に  
関する再質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十二年十一月十五日

提出者 武部 文

衆議院議長 保利 茂殿

鳥取県米子市宗像字下サイ手地先一級河川日野川水系法勝寺川廃川敷の処理問題に

関する再質問主意書

本問題に対する内閣衆質八二第七号（昭和五十二年十一月四日）の答弁書に関連し次の点を再質問する。

一及び二について

質問の要点は、個人名義の土地をそのままにして廃川敷処分にし、普通財産に繰入れ、県は国より譲与を受けた事実があるが、このような処理は国有財産法に照らして違法ではないかという事であり、答弁はこの点について全然触れていない。

また、侵奪地を尼子不動産より引継いで宅地造成をし、他に転売した林原開発はその間の事情を承知していた疑いが濃い、日時が経過し立証がむづかしいとの理由で検察庁は止むなく

不起訴としたと言明しているが、尼子不動産の起訴が決まった昭和五十二年九月六日以後、このような業者にしかも低価格で払下げて、この問題を糊塗するがごとき行政は了解できぬ事であり、政府の監督の責任を伺っておるのに、答弁書はこの点に何等触れる事なく、事後登記の是正が事実関係に適合するようには是正されているとのみ答えているのは納得できぬところである。

登記の是正も起訴後であり、個人名義登記の時点で行われた違法行為の事実は消滅するものではない。

その時点の当事者の責任はどうなるのか。不問にするつもりなのか、質問をしているのである。

三について

当該の不動産売買契約書によれば昭和四十五年十月二十日の契約時でさえ、坪当たり六千九

百十六円で売買されており、昭和五十一年四月一日付官報による標準価格で、当該地附近の福市は坪当たり二万一千六百円となっており、景観、環境及び市街地に近い距離状況からみても、福市の価格よりも高い価格が常識であり、最低でも侵奪判明の時の価格で払下げらるべきではないか。

#### 四について

本件堤防上の道路は、いまだ市道としての路線の認定はなされていないと聞いていると答えているが、米子市当局は昨年三月市議会に上程され、認定されていると言っており、また、県当局の出先機関も同様に市道認定を認めている。但し、認定直後の県会商工委員会で侵奪の事実追及があり、供用開始に待たされたが、かかっている。一体どこに聞かれたのか伺いたい。

更にこの堤防はズサンな工事のため車の通行が危険であり、地元住民の手によつて通行が阻止されているが、その責任は工事造成を行った林原開発にあるのに、その必要な管理につい

ては建設大臣において行っていると答弁されたが、これこそ国費の乱費であり納得できない。  
重ねて答弁を求めるものである。

右質問する。